



全ト協発第2号(環)
令和6年4月2日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正（令和6年4月1日施行）
に伴う運行管理者試験問題の出題について

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年
労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）が令和4年12月に改正され、令和
6年4月1日から施行されることとなっています。

運行管理者試験では、法令等が改正された場合には、原則として改正法令等の施行後
6ヶ月間は、改正前後で正答が異なる内容の問題は出題しないこととなっています。

しかしながら、本改正については、社会的に注目されており、既に関係機関において
十分周知がなされていることを踏まえ、今般、公益財団法人運行管理者試験センターか
ら、別添のとおり、改正後の改善基準告示に関する運行管理者試験の問題については、
令和6年度第1回の運行管理者試験から出題する旨の通知が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通知の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者
への周知にご協力くださいますようお願ひいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



運管試セ発第61号
令和6年3月27日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

公益財団法人運行管理者試験センター

会長 鎌田 実



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正（令和6年4月1日施行）
に伴う運行管理者試験問題の出題について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当試験センターの業務運営
について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年
労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）が令和4年12月に改正され、令
和6年4月1日から施行されることとなっております。

運行管理者試験では、これまで、法令等が改正された場合には、原則として改正法
令等の施行後6ヶ月間は、改正前後で正答が異なる内容の問題は出題しないこととし
ております。しかしながら、この度の改善基準告示の改正については、社会的に注目
されており、既に関係機関において十分周知がなされていることを踏まえ、改正後の
改善基準告示に関する運行管理者試験の問題については、令和6年度第1回の運行
管理者試験から出題することとしましたので了知いただくとともに、貴会傘下会員へ
の周知方よろしくお願ひ申し上げます。